水産物加工業物価高騰対応経営継続支援事業

【補助金交付要領】

【補助金の概要】

１ 趣旨

　　近年の著しい不漁による原材料確保の困難や物価高騰の影響により、収益力が低下している水産物加工業者へ燃油・電気代等の光熱水費に対し助成する。

２ 補助額

　　　500千円（定額）

【申請要件】

１ 対象者

市内において水産物加工業を営む法人

２ 要件

1. 次のいずれかを有する法人を対象要件とする。

・令和２年以前より水産物加工業に関して記載のある商業登記・定款を有

する法人。

・水産物加工業に関する営業許可を有する法人。

1. 申請者が、男鹿市暴力団排除条例第２条第1項第１号に規定する暴力団、及び同第２号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
2. 令和6年度までの市税を滞納していないこと。

３ 事業の実施期間

　　この事業の実施期間は令和7年度とする。

【申請・受付手続等】

受付期間：令和7年6月25日（水）～令和7年8月29日（金）

１ 申請手続き

男鹿市農林水産関係補助金等交付要綱による

２ 審査

・申請を受け、申請要件の記載内容について速やかに審査する。

・支給の可否の決定にあたり、申請者の市税等納付状況、その他必要な事項の調査を行う。

・申請者の事業実態を把握するため、必要により、秋田県漁業協同組合中央支所各地区に対し、情報提供を求めるものとする。

３ 交付決定（却下）の通知

審査の結果、本交付金を交付する旨の決定をしたとき又は交付しない旨の決定をしたときは、速やかに交付決定または申請却下の通知（様式第２号又は様式第３号）を送付するものとする。申請却下の場合、提出された請求書は返却するものとする。

４ 補助金交付の時期

申請書が提出され、交付を決定したときは、速やかに交付手続きを行うものとする。

５ 支払い事務

定例支払日（毎週木曜）での支払いとする。

【問い合わせ窓口】農林水産課

受付時間：午前８時30分から午後５時15分まで（土・日・祝日を除く）

【その他】

本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消しするものとする。この場合、申請者に対して、補助金の返還を求めることができる。

本補助金の概要については、市ホームページ掲載や個別に水産物加工業者への情報発信により周知を図るものとする。